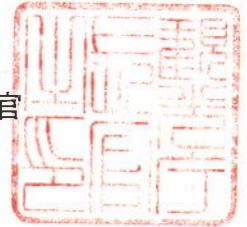


観観産第134号
平成24年6月29日

都道府県知事 殿

観光庁長官



「高速バス表示ガイドライン」の策定について

本年4月29日に関越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、6月11日に今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策を内容とする「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところです。

本決定においては、安全等に関する適切な情報の提供・把握のための取組として、高速乗合バスと高速ツアーバスの別、交替運転者の配置予定等安全情報の利用者への提供を内容とする「高速バス表示ガイドライン」を作成し、旅行業者及びバス事業者に対してその周知を図るとともに、夏の多客期までにこれに沿った表示がなされるよう指導することとされています。

これを踏まえ、国土交通省自動車局及び観光庁において、別紙のとおり「高速バス表示ガイドライン」を策定したので、適切に活用されるよう、ご指導方お願いいたします。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（社）全国旅行業協会会長、高速ツアーバス連絡協議会会長に対し、周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者に対して周知徹底をお願いいたします。

高速バス表示ガイドライン

平成24年6月29日

国土交通省自動車局
観 光 庁

目次

I. 高速バス表示ガイドラインについて	3
1. 本ガイドライン策定の背景及び目的	3
2. 本ガイドラインの対象	3
(1) 対象とするサービス	3
(2) 対象とする表示	4
3. 本ガイドラインの見直し	4
II. 具体的な表示内容について	5
1. インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における表示	5
(1) 具体的な表示のイメージ	5
(2) 共通事項	6
(3) 表示を必須とする事項	6
① 運行形態	6
② 運行会社	9
③ 実車距離	9
④ 所要時間（見込み）	9
⑤ 運転者	9
⑥ 安全運行協議会	10
⑦ 任意保険・共済	10
⑧ 乗降場所	10
⑨ 国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」	10
⑩ 国土交通省「高速ツアーバスの安全通報窓口」	11
(4) 表示を推奨する事項	11
① 旅行業者に関する情報	11



② 貸切バス事業者に関する情報.....	11
③ 安全性向上のための自主的な取組み.....	11
(5) その他.....	12
① インターネット対応の携帯電話用のサイトにおける情報提供.....	12
② 利用者に対する情報提供.....	12
2. 紙媒体における表示.....	13
3. 車両における表示.....	14
(1) 車外への表示.....	14
(2) 車内での表示・放送.....	14
① 車内での表示.....	14
② 車内での放送.....	15

I. 高速バス表示ガイドラインについて

1. 本ガイドライン策定の背景及び目的

現在運行されている高速バスには、制度上、①路線バス会社（道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。）による「高速乗合バス」と②旅行会社（旅行業法に基づく旅行業者をいう。以下同じ。）による「高速ツアーバス」があるが、利用者にはその違いの判別は容易ではなく、両者の差異の明確化が必要である。

また、関係事業者による安全性等の向上に向けた取り組みを促進するためには、高速バスの利用者が高速バスを選択する上で特に重要と考えられる情報の「見える化」を進めることが必要である。

このため、バス事業者、旅行業者及び販売サイトを含む関係者による広告等の表示を適正化し、利用者が適切な高速バスを選択できる環境を整えるための指針として、「高速バス表示ガイドライン」を策定する。

【用語の定義】

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおり。

○高速バス

「高速乗合バス」及び「高速ツアーバス」をいう。

○高速乗合バス

一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する高速道路を経由する乗合バスをいう。

○高速ツアーバス

高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。

2. 本ガイドラインの対象

(1) 対象とするサービス

「高速乗合バス」及び「高速ツアーバス」を対象とする。



(2) 対象とする表示

以下の媒体における「高速乗合バス」及び「高速ツアーバス」の販売における広告の表示を対象とする。

- ①インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における広告の表示
- ②紙媒体における広告の表示
- ③車両における表示

3. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の関連規制の見直しやインターネット等における表示の状況、関係者・利用者の意見等を踏まえ、随時改訂を行うものとする。

II. 具体的な表示内容について

1. インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における表示

(1) 具体的な表示のイメージ

検索結果

15件中1～3件表示

——号〇〇〇便【高速ツアーバス(募集型企画旅行)】

夜行便

実車走行距離:〇〇〇km

運転者	任意保険・共済	安全運行協議会
1名乗務(※)	対人賠償無制限	設置

※国が定める特別な安全措置を講じています。

〇旅行日程 所要時間(見込み):*時間**分

〇/〇(土)

〇/〇(日)

東京駅

新宿駅

➔

大津駅

京都駅

**** **** **** ****

——号〇〇〇便【高速ツアーバス(募集型企画旅行)】

昼行便

実車走行距離:〇〇〇km

運転者	任意保険・共済	安全運行協議会
2名乗務	対人8,000万円	未設置

〇旅行日程 所要時間(見込み):*時間**分

〇/〇(金)

〇/〇(金)

東京駅

新宿駅

➔

三ノ宮駅

神戸駅

**** **** **** ****

——号〇〇〇便【高速乗合バス(路線バス)】

夜行便

走行距離:〇〇〇km

運転者	任意保険・共済
途中交替	対人賠償無制限

〇運行時刻 所要時間(見込み):*時間**分

〇/〇(金)

〇/〇(土)

東京駅

新宿駅

➔

京都駅

大阪駅

**** **** **** ****

安全に関する情報をお寄せください

【企画実施会社】
(株)〇〇トラベル

【運行会社】
(株)△△交通

【旅行代金】
大人〇〇〇〇円
小人〇〇〇〇円

【最少催行人員】
〇〇名

予約へ

【企画実施会社】
(株)〇〇トラベル

【運行会社】
利用予定バス会社
二覧のいずれか

【旅行代金】
大人〇〇〇〇円
小人〇〇〇〇円

【最少催行人員】
〇〇名

予約へ

【運行会社】
(株)●●バス

【運賃】
大人〇〇〇〇円
小人〇〇〇〇円

空高照会へ

【必須】(P. 10, 11)
高速ツアーバス運行事業者リスト
及び高速ツアーバスの安全通報
窓口へリンクするバナーを設置

【必須】(P. 7, 8)
「高速乗合バス」と「高速ツアー
バス」に係る補足説明にリンク

【推奨】(P. 11)
企画実施会社及び運行会社への
リンク

【必須】(P. 10)
「安全運行協議会」に係る補足説明
にリンク

【必須】(P. 9)
講じている具体的な安全措置の
内容を表示するページへリンク

【必須】(P. 10)
乗降場所の住所・地図等を
表示するページへリンク

【必須】(P. 7, 8)
「高速乗合バス」と「高速ツアー
バス」に係る補足説明にリンク

【推奨】(P. 11)
企画実施会社へのリンク

【必須】(P. 9)
販売時点で運行を行う者が確定して
いない場合に「利用予定バス会社
一覧」へリンク

【必須】(P. 10)
「安全運行協議会」に係る補足説明
にリンク

【必須】(P. 10)
乗降場所の住所・地図等を
表示するページへリンク

【必須】(P. 7, 8)
「高速乗合バス」と「高速ツアー
バス」に係る補足説明にリンク

【推奨】(P. 11)
運行会社へのリンク

【必須】(P. 10)
乗降場所の住所・地図等を
表示するページへリンク

(2) 共通事項

「高速バス」の用語は、利用者が高速乗合バスと誤認するおそれがあるため、「高速ツアーバス」のみを販売するサイトにおいては、用いてはならない。

ただし、本ガイドラインの公表の際、現に会社名又は「高速ツアーバス」のみを販売するサイトの名称として「高速バス」を用いている場合にあつては、会社名及び当該サイトの名称を表示している箇所の近くに「高速ツアーバス」のみを販売している旨を見やすいように表示することとする。

(3) 表示を必須とする事項

① 運行形態

● 「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」の別の表示

利用者が、販売されている商品が「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」のいずれの運行形態によるものかを容易に判別できるように、「高速乗合バス（路線バス）」又は「高速ツアーバス（募集型企画旅行）」のいずれかを販売する商品毎に表示する。

(※1) 「高速乗合バス」及び「高速ツアーバス」の両方を販売するサイトの場合

「高速乗合バス」のみを販売するページと「高速ツアーバス」のみを販売するページが厳格に分けられ、利用者が販売されている商品の運行形態を容易に判別できる場合には、商品毎の表示を行う必要はなく、当該ページの上部等の見やすい部分へいずれかの運行形態の商品を販売するページかを表示することにより、個々の商品毎の表示を省略することも可とする。

(※2) 「高速乗合バス」又は「高速ツアーバス」のみを販売しているサイトの場合

販売する商品毎に運行形態の別を表示することに代え、当該サイトでは「高速乗合バス」又は「高速ツアーバス」のみを販売している旨を、利用者が通常必ず閲覧すると考えられる画面（例：商品検索画面のトップ、予約画面のトップ等）に見やすいように表示をする。

【表示例】

- ① 高速乗合バスのみを販売しているサイト又はページの場合
※当サイト（又はこのページ）では、「高速乗合バス」（路線バス）のみを販売しています。「高速ツアーバス」（募集型企画旅行）は販売しておりません。
- ② 高速ツアーバスのみを販売しているサイト又はページの場合
※当サイト（又はこのページ）では、「高速ツアーバス」（募集型企画旅行）のみを販売しています。「高速乗合バス」（路線バス）は販売しておりません。

- 「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」に係る補足説明
「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」の違いについて、利用者に対し補足説明を行うため、「高速乗合バス（路線バス）」又は「高速ツアーバス（募集型企画旅行）」等をクリックした場合、次の内容が記載された補足説明のページを表示する。

【ご注意】 運行形態による高速バスの商品内容の違いについて

『高速バス』には制度上、①路線バス会社による「高速乗合バス」と、②旅行会社による「高速ツアーバス」の2種類があり、外形上は区別がつきにくいのですが、利用者の契約の相手方がバス運行の安全確保にどこまで責任を負うのかなどの違いがあります。利用者から見た場合の主な違いについては別表のとおりです。

両者の違いをよくご理解頂いた上で購入される商品をお選び下さい。

①「高速乗合バス」：

路線バス的一种。道路運送法に基づき路線バス会社が企画・販売・運行します。契約の相手方である路線バス会社がバス運行の安全確保に責任を負います。

②「高速ツアーバス」：

旅行商品的一种。旅行業法に基づき旅行会社が企画・実施し、貸切バス会社が運行します。利用者の契約の相手方である旅行会社は、バス会社ではないのでバス運行の安全確保に直接の責任を



負いません。

高速ツアーバスは乗合場所が分かりにくいこともあります。通行人や近隣の方に迷惑にならないようにご利用のバスをお待ち下さい。

【別表】

高速乗合バスと高速ツアーバスの主な違い

平成24年6月29日現在

運行形態	高速乗合バス (路線バス) ^{※1)}	高速ツアーバス (募集型企画旅行) ^{※2)}
利用者の契約の相手方	路線バス会社 ^{※3)}	旅行会社 ^{※4)}
利用者との契約の性質	運送契約	旅行契約
利用者との間で適用される約款	乗合運送約款	旅行業約款
実際に運行を行う者	路線バス会社。予約時点で確定しています。 ^{※3)}	旅行会社から運行を依頼された貸切バス会社 ^{※5)} 。予約時点では確定していない場合があります。
運行車両	乗合バス車両です。	貸切バス車両で「貸切」の表示があります。
利用方法	予約制の便でなければ予約していなくても当日空席があれば乗車できます。バス乗務員に運賃を支払うことができます。	事前に契約が成立している必要があり、旅行代金は旅行会社に支払います。当日、バス乗務員に旅行代金を支払って乗車することはできません。
乗車までの手続	バス停留所から直接乗車可能です。	予約時に指定された時刻までに、旅行会社から指定された場所で受付をしなければ乗車できません。
乗降場所	目印となるバス停留所標識が設置されており、乗降場所も決まっています。	バス停留所標識は通常は設置されていません。乗降場所が当日急遽変更される場合があります。
運行の確実性	予約客が一人でも運行されます。	最少催行人員に達しなかったときは、運行されない場合があります。
キャンセル時の取扱い	払戻手数料が徴収されます。 <標準乗合運送約款の場合> 普通乗車券 100円 等	取消手数料が徴収されます。 <標準旅行業約款の場合> ①乗車日の前日から起算してさかのぼって 20日目～8日目 (日帰りの場合は10日目～8日目) 旅行代金の20%以内 ②乗車日の前日から起算してさかのぼって 7日目以降(③～⑤の場合を除く) 旅行代金の30%以内 ③乗車日の前日 旅行代金の40%以内 ④乗車日の当日(⑤の場合を除く) 旅行代金の50%以内 ⑤乗車後のキャンセル又は無連絡不参加 旅行代金の100%以内
事故時の対応 ^{※6)}	事故処理や損害賠償は路線バス会社が行います。	事故処理や損害賠償は貸切バス会社が行います。なお、旅行会社は、標準旅行業約款に基づき補償金・見舞金を支払います。(死亡時1500万円/入院2～20万円/通院1～5万円)

【参考】

- ※1) 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業としての運行
- ※2) 旅行業法に基づく募集型企画旅行としての運行
- ※3) 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業者
- ※4) 旅行業法に基づく旅行業者
- ※5) 道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業者
- ※6) 損害賠償債務が発生する場合

② 運行会社

高速乗合バスについては、運行する乗合バス事業者の事業者名を表示する。また、高速ツアーバスについては、利用予定の貸切バス事業者の事業者名を表示する。販売時点では利用予定の貸切バス事業者が確定していない場合は、利用予定の貸切バス事業者を網羅的に記載した「利用予定バス会社一覧」を表示する。

なお、公益社団法人日本バス協会の貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けている事業者については、その旨又は星マーク（「☆」）等の記号を表示する。

さらに、事業者名に加えて、「高速ツアーバス運行事業者リスト」におけるリスト番号¹も表示する。

③ 実車距離

片道の実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、高速ツアーバスを企画・実施する旅行業者（以下「旅行業者」という。）又は乗合バス事業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの距離をいう。回送距離は含まない。以下同じ。）を表示する。1キロ未満の端数は切り上げる。（例、「450.1km」の場合、表示は「451km」）

④ 所要時間（見込み）

片道の所要時間（利用者の乗車の有無に関わらず、旅行業者又は乗合バス事業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの所要時間。回送時間を含まない。）の見込みがわかるように表示する。

⑤ 運転者

片道の実車距離が400kmを超える運行の場合は、販売する商品毎に、「2名乗務」、「1名乗務」、「途中交替」²を表示する。

この場合において、1名乗務の運行については、法令に基づき特別な安全措置を講じ、その内容について公表を行うこととされた場合³には、講じている特別な安全措置の内容を表示する。

¹ 平成24年6月29日より国土交通省ホームページに掲載 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html>
なお、リストは7月中旬より運用開始予定。

² 「途中交替」に該当する場合は、途中のSAやPA等に待機している運転者と交替するものとする。

³ 平成24年6月29日現在、「『旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について』の一部改正案について（案）」に関するパブリックコメントを実施中（平成24年7月18日公布、同月20日施行の予定。）。（参考：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155120914&Mode=0>）

さらに、例えば、「1名乗務」と表示する場合において、「◇◇SAで休憩し、運転者が2時間仮眠」等の特記事項を付すことを妨げない。

⑥ 安全運行協議会⁴

高速ツアーバスについては、旅行業者が安全運行協議会を設置している旨を表示する。

⑦ 任意保険・共済

乗合バス事業者又は貸切バス事業者が加入している、事業用自動車の運行により生じた利用者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失をてん補することを内容とする損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の限度額をすべての事業者に表示する。（例、「対人賠償無制限」／「対人8000万円」）

⑧ 乗降場所

乗降場所の位置を表示する。なお、高速ツアーバスについては、バス停留所標識が設置されていない旨を表示する。

⑨ 国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」

高速ツアーバスを販売するサイトにおいては、利用者が通常必ず閲覧すると考えられる画面（例えば、商品検索画面のトップ、予約画面のトップ等）から、国土交通省が公表する「高速ツアーバス運行事業者リスト」へリンクするバナー等の設置を行う。⁵

【リンク先URL】

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html>

⁴ 高速ツアーバスを企画実施する旅行業者と高速ツアーバスの運行を行う貸切バス事業者等が、単なる発注者と受注者の関係に止まらず、顔の見える風通しの良い関係を構築し、一体となって高速ツアーバスの運行の安全性の向上に取り組むために設置する協議会。自主的な安全確保対策の確立、貸切バス事業者の営業所等の調査、乗降場所等の実地調査等の活動を行う。

⁵ この場合は、国土交通省にリンクするための許諾を求める必要はありません。

⑩ 国土交通省「高速ツアーバスの安全通報窓口」

高速ツアーバスを販売するサイトにおいては、利用者が通常必ず閲覧すると考えられる画面（例えば、商品検索画面のトップ、予約画面のトップ等）から、国土交通省が設置する「高速ツアーバスの安全通報窓口」へリンクするバナーの設置を行う。⁶

【リンク先URL】

パソコン用：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tourbus-tsuho.html>

携帯電話用：<http://www.mlit.go.jp/mobile/jidosha/tourbus-tsuho.html>

(4) 表示を推奨する項目

① 旅行業者に関する情報

旅行業者のホームページ又は販売サイトが作成する旅行業者の詳細情報のページがある場合には、当該旅行業者の名称からリンクするよう設定する。

② 貸切バス事業者に関する情報

貸切バス事業者のホームページ又は販売サイトが作成する貸切バス事業者の詳細情報のページがある場合には、当該事業者の名称からリンクするよう設定する。

③ 安全性向上のための自主的な取り組み

高速バスの安全性の向上のための自主的な取組の概要について次のような内容を表示する。

【事業者選定関係】

旅行業者が運行する貸切バス事業者を選定する際の条件及びその適合性の確認方法を表示する。

【車両関係】

車両に自主的に備え付けた装置等がある場合、その内容を表示することが考えられる。

例1. 「運転者仮眠室完備車両」

⁶ この場合は、国土交通省にリンクするための許諾を求める必要はありません。

例2. 「〇〇装備車両」

- ーデジタル式運行記録計
- ードライブレコーダー
- ー居眠り感知装置
- ーふらつき注意喚起装置
- ー車線逸脱警報装置
- ー衝突被害軽減ブレーキ

※記載例の項目に限らず、安全性向上のための自主的な取り組みについては、積極的に表示する。

(5) その他

① インターネット対応の携帯電話用のサイトにおける情報提供

パソコン用のサイトに限らず、インターネット対応の携帯電話用のサイトにおいても、原則として、同等の情報を提供する。

② 利用者に対する情報提供

利用者が、自分が乗車する便についての情報を乗車の前後を問わず、あるいは、外出先でも確認できるようにする観点から、利用者のメールアドレスに送付する予約確認メールや Web 乗車券等にも、適宜より詳しい情報が掲載されるページにリンクすること等により、Ⅱ. 1. (3) に掲げる事項に関する情報等を閲覧できるようにする。

2. 紙媒体における表示

紙媒体についてもⅡ. 1. と同様の内容を表示することとするが、紙幅に限りがあることや短期間での情報の更新が困難であることなどの紙媒体特有の制約があることから、少なくとも利用者にとって「高速乗合バス（路線バス）」と「高速ツアーバス（募集型企画旅行）」の別が容易に判別できるよう措置するとともに、Ⅱ. 1. と同様の内容が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者が適切により詳しい情報を得られるようにする。

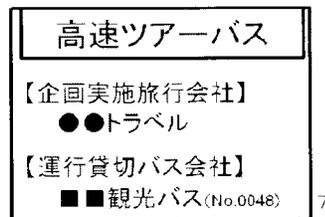
3. 車両における表示

(1) 車外への表示

高速ツアーバスについては、日本工業規格A列3番以上のサイズの表示面に、以下の表示内容を大きな字ではっきりと記載し、乗降口付近に見やすいように、夜間でも判読が容易なように掲示する。

なお、マグネットや紙の貼り付けにより対応する場合は、走行中の風雨や振動による剥離・汚損等も懸念されるので、運行の前後を通じて適切な表示が継続するよう、十分に予防的な措置を講じておく必要がある。

(例) 高速ツアーバスの場合の表示内容



(2) 車内での表示・放送

① 車内での表示

片道の実車距離が400kmを超える運行については、利用者が見やすい場所（例、入口付近又は運転者席後ろの防犯仕切り板付近）に、以下の表示事項を掲示するか、又は備え付けることとする。

【表示項目】

- 一乗合バス事業者名（高速乗合バスの場合に限る。）
- 一旅行者名（高速ツアーバスの場合に限る。）
- 一貸切バス事業者名（高速ツアーバスの場合に限る。）
- 一運行経路

旅客が乗降車する全ての乗降場所・休憩場所とその発着予定時刻・休憩予定時間を表示。

- 一実車距離
- 一運転者の配置計画

(例、「2名乗務」、「◇◇SAで待機中の運転者と交替」、「交替予定なし(◇◇SAで休憩し、運転者が2時間仮眠)」)

⁷ 「高速ツアーバス運行事業者リスト」におけるリスト番号（平成24年6月29日より国土交通省ホームページに掲載 <http://www.mit.go.jp/jidosha/tour-bus.html>）を表示する。なお、リストは7月中旬より運用開始予定。

- 一車両の初度登録年月（例、「平成20年5月」）
- 一事故防止技術の装着状況（例、「居眠り感知装置」、「ふらつき注意喚起装置」、「車線逸脱警報装置」）
- 一運行に係る注意書き
 - ドライバーが疲労等により経路上に記載のないサービスエリア等において休憩をとることは道路運送法において認められていることやその結果、安全運行のため多少遅れが出る可能性があること等を表示。

② 車内での放送

片道の実車距離が400kmを超える運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者（交替運転者を含む。）が氏名、途中休憩の場所（運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言）及び安全運転で運行する旨の車内放送を行うこととする。

（車内放送の例）

● 2名同時乗務の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇と交替運転者の〇〇の2名が安全運転で運行させて頂きます。どうぞ宜しくお願い致します。」

● 途中地点で待機中の運転者と交替する場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇が〇〇サービスエリアまでの運転を担当し、〇〇サービスエリアで待機している交替運転者と交替させて頂きます。安全運転で運行させて頂きますので、どうぞ宜しくお願い致します。」

● ワンマン運行の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私〇〇が終点まで安全運転で運行させて頂きます。途中、〇〇サービスエリアで休憩し、仮眠室で〇時間の仮眠を取らせて頂く予定です。なお、安全運行のため、〇〇サービスエリアの他、途中、運転者が休憩を取ることがございますので、ご理解・ご協力いただけると幸いです。どうぞよろしく宜しくお願い致します。」